

北海道教育委員会 公報

平成27年2月10日
(火曜日)

第6136号

目次

- 教育長訓令
○職員賞罰等審査委員会設置規程の一部を改正する教育長訓令…………… 1
告示
○教育職員免許状の取上げ処分について…………… 1

教育長訓令

北海道教育委員会教育長訓令第3号

庁中一般

職員賞罰等審査委員会設置規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成27年2月10日

北海道教育委員会教育長 立川 宏

職員賞罰等審査委員会設置規程の一部を改正する教育長訓令

職員賞罰等審査委員会設置規程（昭和48年北海道教育委員会教育長訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第3条の表(1)の項第2欄中「、新しい高校づくり推進室長及び教育指導監」を「及び新しい高校づくり推進室長」に改め、「課長（局又は室に置かれる参事及び教育職員局教職員事務センター長を含む。以下同じ。）」及び「石狩教育局長」を削り、同表(2)の項第2欄中「、新しい高校づくり推進室長及び教育指導監」を「及び新しい高校づくり推進室長」に改め、「総務課長、総務課担当課長、教職員課長、高校教育課長、義務教育課長、特別支援教育課長及び当該案件の関係課長」を削る。

第4条に次の1項を加える。

- 5 審査委員会の会議には、関係職員を会議に出席させて、必要な説明を求め、又は意見を聴くことができる。

附則

この教育長訓令は、平成27年2月10日から施行する。

告示

北海道教育委員会告示第9号

次の教育職員免許状は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第11条第1項の規定により、取上げの処分をした。

平成27年2月10日

北海道教育委員会委員長 中村 隆信

氏名	菊池大輔	本籍地	北海道
免許状の種類(教科)	免許状の番号	授与年月日	授与権者
中学校教諭1種免許状(音楽)	平9中1第19909号	平成9年3月31日	東京都教育委員会
高等学校教諭1種免許状(音楽)	平9高1第20994号		
取上げ年月日	平成26年12月26日		
取上げの事由	教育職員免許法第11条第1項		

